

## 産業活性化懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、第2次静岡市産業振興プランの推進による本市の産業振興について、経済事情に精通し広い視野を持つ外部有識者や、企業関係者から大所高所に立った意見を求めるため、産業活性化懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 戦略産業の振興に関すること。
- (2) 分野別計画に係る施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の産業振興に関し市長が必要であると認める事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 本市産業振興プランで定める戦略産業について優れた識見を有する者
- (2) 国内外の経済事情について優れた識見を有する者
- (3) 人材育成等について優れた識見を有する者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、市長が指名する。

3 座長は、懇話会の会務を総理し、懇話会を代表する。

4 座長は、懇話会の会議の議長となる。

5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、懇話会に属する委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、市長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会は、必要があると認めるときは、懇話会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済局商工部産業政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。